

【柔整療養費事前点検の場合の支給決定に要する点検期間について】

- 点検期間が1か月の場合、連合会で支給申請書を受付した月の2か月後の支払となります。(例. 4月受付分→6月支払)
同様に、点検期間が2か月の場合は3か月後の支払、3か月の場合は4か月後の支払…となります。
なお、点検期間については目安であり、その時々処理状況により月数が前後する場合があります。
- 公費については、障害者医療費(80)、ひとり親家庭医療費(82・83)、乳幼児医療費(86)となります。

平成26年9月19日作成

保険者名	制度	点検期間 (月)		備 考
		通常	最長	
大阪市	国保	4	8	被保険者照会による点検の結果、問題なしの場合:4か月後。
	公費	4	8	
堺市	国保	2	6	※①
	公費	2	6	
岸和田市	国保	3	6	
	公費	3	6	
豊中市	国保	2	3	
	公費	2	3	
池田市	国保	2	2	
	公費	2	2	
吹田市	国保	2	2	
	公費	2	2	
泉大津市	国保	6	6	
	公費	6	6	
高槻市	国保	3	3	
	公費	3	3	
貝塚市	国保	2	2	
	公費	2	2	
守口市	国保	2	6	
	公費	3	6	
枚方市	国保	6	9	
	公費	6	9	
茨木市	国保	2	3	
	公費	1	3	
八尾市	国保	5~7	7~9	※②
	公費	2	3	
泉佐野市	国保	2	6	老人医療助成(87.88.89.90)は2か月、その他の公費は4か月。
	公費	2	2・4	
富田林市	国保	2	6	
	公費	1	6	
寝屋川市	国保	5	9	縦覧点検の後、患者照会を行うため。
	公費	5	9	
河内長野市	国保	2	5	
	公費	2	5	
松原市	国保	2	6	
	公費	2	6	
大東市	国保	2	6	
	公費	1	6	
和泉市	国保	3	6	※③
	公費	3	6	
箕面市	国保	3	3	点検状況によっては、最長3か月を超える場合もあります。 箕面市国保以外は1か月。箕面市国保は国保確認後。
	公費	1	3	
柏原市	国保	2	3	
	公費	2	3	
羽曳野市	国保	2	3	件数が増えない限り、2か月で点検可能。
	公費	2	3	
門真市	国保	4	4	「通常」は4か月ですが、「最長」は審査状況によりますので、提示できません。
	公費	4	4	
摂津市	国保	2	3	障害者医療費(80)は2か月、その他の公費は3か月。
	公費	2	2・3	
高石市	国保	2	2	
	公費	2	2	
藤井寺市	国保	2	2	
	公費	2	2	
東大阪市	国保	5	9	状況により点検期間が変更する可能性がある。 保険者(国保)の支払が決定されるまでは、支払を保留する予定。
	公費	3	9	
泉南市	国保	3	4	
	公費	1	2	
四條畷市	国保	3	4	点検期間は保険者(国保)に合わせている。
	公費	3	4	
交野市	国保	6	7	3~4か月の縦覧点検を行っているため。 国保の支払が決定されるまでは、支払を保留する。
	公費	6	7	

保険者名	制度	点検期間 (月)		備 考
		通常	最長	
島本町	国保	3	3	
	公費	3	3	
豊能町	国保	2	3	
	公費	2	3	
能勢町	国保	2	4	
	公費	2	4	
忠岡町	国保	2	2	
	公費	2	2	
熊取町	国保	2	2	
	公費	2	2	
田尻町	国保	2	6	
	公費	2	6	
阪南市	国保	2	3	
	公費	2	3	
岬町	国保	2	3	
	公費	2	3	
太子町	国保	2	6	最長期間については見込みであり、内容により前後することがあります。
	公費	2	6	
河南町	国保	2	2	
	公費	2	2	
千早赤坂村	国保	2	2	
	公費	2	2	
大阪狭山市	国保	2	2	点検の結果、問題があった場合は、状況により点検期間を延長する場合があります。
	公費	2	2	

(月)				
整容	国保	3	3	
小売市場	国保	2	2	
文化芸能	国保	2	3	※④
中央市場青果	国保	2	2	
歯科医師	国保	2	3	
浴場	国保	2	3	
食品	国保	2	6	調査票の返送期間により、およそ最長6か月点検期間を要することがある。
たばこ	国保	2	2	
質屋	国保	2	6	
近畿税理士	国保	3	6	点検の結果、問題が無い場合は3か月後。
医師	国保	2	3	
薬剤師	国保	2	2	
衣料品小売	国保	2	4	
大阪建設	国保	2	6	

(月)				
後期高齢者 医療広域連合	後期 高齢	3	6	※①

- ※① … 療養費支給前に保険者点検を実施するため、左記の点検期間を要する。
事後点検形式を採用している施術管理者であっても、保険者が実施する患者調査に伴う確認に協力しない等、事後点検形式を採用すると適正な支払が困難であると判断した場合には、事前点検形式に変更する場合があります。
- ※② … 施術の内容照会文書による点検を行うため最大9か月の点検期間を要します。ただし、3か月毎に縦覧点検を実施しているため、月により2か月の差が生じます。
- ※③ … 状況により、点検期間が変更する可能性があります。不正請求が疑われる場合は、事後点検形式から事前点検形式に変更する場合があります。
- ※④ … 調査票の返送がない場合は、保留期間をしばらく取る場合があります。件数が多くなった場合は、点検期間を延長する場合があります。
毎月15日以上施術されている施術所や、署名欄の筆跡に疑義が多い施術所については、保険者判断により事前点検形式に変更する場合があります。